

## 第 59 回人口・社会統計部会議事概要

**1 日 時** 平成 26 年 11 月 28 日（金）14:00～17:05

**2 場 所** 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

**3 出席者**

- (部 会 長) 白波瀬 佐和子
- (委 員) 黒澤 昌子、津谷 典子
- (専 門 委 員) 青山 貴子、鈴木 真理、矢口 悅子
- (審議協力者) 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県
- (調査実施者) 文部科学省生涯学習政策局政策課：出澤教育分析官ほか
- (事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：廣瀬調査官  
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか

**4 議 題** 「社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更について」

**5 概 要**

前回部会審議において整理、報告等が求められた事項、「報告を求める事項の変更等」、「集計事項の変更等」並びに「統計委員会答申における「今後の課題」及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）における指摘事項についての対応状況」についての審議が行われた。

主な意見は以下のとおり。これらに対する文部科学省の回答は、次回報告することとされた。

### <主な意見>

#### (1) 前回部会審議において整理、報告等が求められた事項

##### ○ 社会教育行政調査票等

###### (指導者研修)

- ・ 現行では「行政職員対象（社会教育主事等）」、「施設職員対象（公民館主事等）」及び「有志指導者対象（民間団体等の指導者）」の区分ごとに把握している指導者研修の状況について、当該区分を削除することだが、当該区分のうち「行政職員対象（社会教育主事等）」及び「施設職員対象（公民館主事等）」は公務員を対象としている一方、「有志指導者対象（民間団体等の指導者）」は民間人を対象としており、両者は研修の性格が異なるものである。また、前者の公務員を対象とした研修は、社会教育法に基づくものであり、その実施状況は行政が実施する社会教育活動の質の確保に関わる重要なデータである。これらのことから、当該区分は削除すべきではないと考える。
- ・ 指導者研修の「実施件数」については、上述の各対象区分別には研修が実施されていない実態から、区分ごとの正確な数を記載することが困難であるものの、指導者研修の「参加者数」については、当該区分ごとに正確な参加者数の把握が可能なのであれば、「実施件数」は全体の件数を把握し、「参加者数」は引き続き当該区分ごとに把握することとするのも一案ではないか。

#### (2) 報告を求める事項の変更等

##### ○ 公民館調査票等

###### (情報提供方法)

- ・ 公民館等が実施している情報提供方法に関し、「情報ネットワーク」を選択した場合の補問において、「a ホームページ」、「b メールマガジン」及び「c ソーシャルメディア」

の各選択肢につき、複数回答可であることが分かりにくいため、その旨調査票に明示すべきではないか。

- ・ 選択肢のうち「学習相談事業」については、「事業」と表記すると個別に特定の事業を実施している場合のみ該当するとの誤解を与えるおそれがあるため、「学習相談」との表記とすべきではないか。
- ・ 本設問の選択肢である「学習相談事業」と、女性教育施設調査票における既存の調査項目である「相談事業」との間で紛れが生じないよう、記入の手引等において説明することであるが、「相談事業」の説明に当たっては「家庭教育」等といった専門用語による説明ではなく、より分かりやすい説明とすべきである。
- ・ 「相談事業」の説明に当たっては、女性教育施設では、家庭内暴力やセクシャルハラスメントに関して多数の相談が寄せられるため、これらを例示すると良いのではないか。
- ・ 図書館でも学習相談が行われており、今後、生涯学習における図書館の役割がますます重要になってくると考えられるため、図書館調査票においても「学習相談事業」による情報提供の実施状況を把握すべきではないか。

#### (耐震診断の実施状況)

- ・ 耐震診断の実施状況については、公民館調査票のみで把握するとのことだが、体育施設、青少年教育施設及び女性教育施設も東日本大震災時に避難所として使用された事例があり、これらの施設も避難所に指定される可能性が高いと考えられるため、体育施設調査票、青少年教育施設調査票及び女性教育施設調査票においても耐震診断の実施状況を把握すべきではないか。
- ・ 文部科学省は、平成25年4月1日現在の公民館耐震化状況について調査を行っているが、この調査と本調査項目との関係はどのようにになっているのか。

### ○ 図書館調査票

#### (利用可能な電子書籍の冊数)

- ・ 電子ジャーナルや電子カタログのほかに、検索のための各種データベース類についても、電子書籍として把握する対象になるのか。
- ・ 電子書籍はコンテンツのタイトルごとに1冊とカウントすることであるが、例えば国勢調査の報告書等のように、実施年ごとに多数の巻や関連資料が含まれる部数の多いものは、どのようにカウントするのか。
- ・ 図書館の運営状況の評価に資する観点から、保有している電子書籍の量だけでなく、貸し出された冊数など利用量についても把握することはできないか。
- ・ 電子書籍については、今後の利用拡大が見込まれることから、社会教育調査でも把握することが望ましいが、電子書籍のカウントの方法や調査項目が保有量のみで良いかについては、この分野において先進的な取組が行われている米国の図書館における状況を参考にするなどにより、今後、検討すべきである。
- ・ 図書館については、例えば公益社団法人日本図書館協会が詳細な調査を実施している状況等もあるため、社会教育調査の調査項目については、社会教育に関する基本的事項を明らかにするとの調査目的に鑑み、社会教育調査以外で把握されているデータとの関係も考慮しつつ、盛り込むべき調査項目であるかを検討する必要がある。

## ○ 青少年教育施設調査票

### (施設の種別)

- ・ 「少年自然の家」と「青年の家」の選択肢を「青少年の家」との選択肢に統合するとのことだが、地方公共団体が設置する青少年教育施設においては、いまだ「少年」を対象にした施設が数多く存在しており、また、これまでの統計との時系列の確保の観点からも、「少年自然の家」との選択肢は残すべきではないか。
- ・ 「少年自然の家」は、児童・生徒の自然体験の場として設置されてきた経緯があり、このような状況を引き続き把握するためにも、当面、選択肢として「少年自然の家」は残すべきである。

## ○ 文化会館調査票

### (職員数)

- ・ 「その他の職員」の内数として「技術職員」を把握することであるが、「指導系職員」の内数として「技術職員」を把握する必要はないのか。
- ・ 「施設の長」、「指導系職員」及び「その他の職員」のいずれに該当するかは、従事している業務により判断すべきであり、仮に指導系職員が技術職員と同様の技術・資質を有していたとしても、当該職員は劇場、音楽堂等の事業において指導を行う業務に従事しているのであるから、その内数としての「技術職員」を把握する必要はないとの理解でよいか。その場合、これについて報告者に紛れが生じないよう、記入の手引等で説明すべきではないか。

### (3) 統計委員会答申における「今後の課題」及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 26 年 3 月 25 日閣議決定) における指摘事項についての対応状況

#### (関係主体ごとの収入・費用構造の把握)

- ・ 社会教育施設における収入・費用構造については、施設の運営状況の評価等の観点から極めて重要なデータである。これへの対応として、文部科学省は今後の地方公会計の整備促進の状況を踏まえて検討することであるが、検討するだけではなく、明確な期限を定めて必ず積極的な見直しを行るべきである。これについては、答申案における「今後の課題」として改めて審議することとしたい。

#### (社会教育施設の利用者側の状況の把握)

- ・ 例えば職業教育においては、年齢や性別などの利用者の属性情報は必ずと言っていいほど把握されている。生涯学習・社会教育において、それらの情報を把握しないことは疑問である。
- ・ 社会教育施設側から、利用者の情報を収集することによって、サービスや社会教育行政の向上につながると考える。したがって、現状では社会教育施設が利用者の属性情報を十分保有していないため利用者側の状況把握が困難とするのではなく、積極的かつ前向きにこれを把握する方法を検討すべきである。
- ・ 社会教育施設の運営状況の評価に当たって、利用者側の状況の把握は不可欠な要素である。答申案における「今後の課題」として改めて審議することとしたい。

#### (学習内容の分類に関する概念の明確化、重複の整理、簡素化等)

- ・ 平成 27 年度調査と併せて、報告者に対し学習内容の分類に関するアンケートを行うとの

ことであるが、過去の調査結果をみると、学習内容区分のうち「その他」の件数が多くなっていることから、当該アンケートの中で「その他」に分類されているものには、どのような内容のものが多いのかを把握する必要がある。

- 平成 27 年度調査においては現在の学習内容区分を維持するとの案を了承して差し支えないと考えるが、今後、社会の要請に応じて公民館等においてどのような学習内容を提供すべきかといった観点も踏まえつつ、区分の統廃合、細分化等を検討していくべきである。

## 6 次回予定

次回部会は、平成 27 年 1 月 9 日（金）14 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。

## 第 60 回人口・社会統計部会議事概要

1 日 時 平成 27 年 1 月 9 日 (金) 14:00~16:20

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

(部 会 長) 白波瀬 佐和子

(委 員) 津谷 典子

(専 門 委 員) 青山 貴子、鈴木 真理、矢口 悅子

(審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県

(調査実施者) 文部科学省生涯学習政策局政策課：出澤教育分析官ほか

(事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：廣瀬調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか

4 議 題 「社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更について」

5 概 要

前回部会審議において整理、報告等が求められた事項、「生涯学習関係の実態把握の推進の必要性について」、「基幹統計の指定の変更（名称の変更）」等について審議が行われ、了承された。また、審議の 3 回目として答申案の審議を行い、その結果、答申案は一部文言の修正等を行うことを前提に適切であるとされた。答申案は所要の修正後、第 83 回統計委員会（1 月 29 日開催予定）において部会長から報告することとされた。

委員・専門委員等からの主な意見は以下のとおり。

<主な意見>

(1) 前回部会審議において整理、報告等が求められた事項

○ 図書館調査票

(利用可能な電子書籍の冊数)

- 今後、電子書籍の普及状況等については、急速に変化していくことが予想されるため、本調査においてもこれに柔軟に対応していく必要がある。その把握方法等に関しては、外部有識者など専門家による検討が加えられるべきである。

(2) 生涯学習関係の実態把握の推進の必要性について

- 民間事業者が実施する教養系関係事業（カルチャーセンターが実施する講座等）については、事業者により多種多様であり、規模の差も大きいなどの状況から、公民館等における同種事業との比較が困難と考えられるため、関係の統計を作成したとしても有用性があるかどうか疑問がある。
- 民間事業者が実施する教養系関係事業は、多種多様かつ変化が激しいため、実査可能性、報告者負担、費用対効果などを考慮すると、平成 27 年度に実施する本調査においてこれを把握しないこととすることはやむを得ない。しかしながら、人口の高齢化の進展に伴い、生涯学習の重要性は益々増してくると考えられ、生涯学習という大きな括りの中で、本調査において、民間事業者が実施する教養系関係事業をどのように取り扱うべきか、今後の社会情勢の変化に応じて検討される必要がある。
- カルチャーセンターにおける学級・講座の開設状況については、特定サービス産業実態調査において平成 16 年度間のデータまでは学習内容区分別の件数等が把握されていたが、20

年度間のデータから当該区分別の件数等が把握されなくなっている。当該区分別の件数等は、公民館等と民間との役割分担を検討する上で有用なものと考えられることから、今後、再び特定サービス産業実態調査において当該区分別の把握ができないか。

(3) 答申案について

審議の3回目として答申案の審議を行い、その結果、答申案は一部文言の修正等を行うことを前提に適当であるとされた。答申案は所要の修正後、平成27年1月29日に開催予定の第83回統計委員会において、部会長から報告することとされた。

6 今後の予定

審議が全て終了したことから、平成27年1月29日（木）に開催予定の統計委員会において答申案を諮ることとなった。